

【注 意 事 項】

1. 実施する予定がない場合の提出・連絡は不要です。
2. 別添の「相談窓口・提出書類等の一覧」に記載のものを調査対象とします。事前に御確認ください。
3. 補助金を活用して整備された施設・事業所が短期間で休止される等、利用が低調なものが見受けられます。こうした事態が生じないように、要望に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等（利用見込み、事業の継続性等）について組織内で十分な検討・精査をお願いします（10 に記載のとおり、補助金を受けて整備した施設等には財産処分の制限がありますので、処分制限期間内に取壊しを行った場合をはじめ、補助金の返還が必要になる場合があります。）。
4. 本調査は、予算措置、事業の実施、補助金の額及び補助金の交付を確約するものではありません。
5. 実施の可否、補助金額及び補助の内容、要件等については、変更になる場合があります。
6. 補助金の支払いについては原則、補助事業者から業者等への支払いを確認した後の補助金の支払い（精算払い）となりますので、資金繰りを組織内で十分に検討してください。
7. 補助金の交付決定は、令和 9 年度に補助金交付申請書を受理し、内容を審査した後に行います。交付決定前の事業の着手（工事請負業者との契約、着工等）は原則認められません（事前着手した場合は補助の対象にはなりません。）。
8. 工事請負業者等は、原則一般競争入札で選定していただきます（別添の「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を確認してください）。
※市町が補助する事業については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続きに準じることとなります。詳細については市町の所管課に確認してください。
9. 令和 10 年 3 月末までに事業を完了していただく必要があります（※）（交付決定時には予想し得なかった要因により、事業が令和 9 年度内に終わらない場合で、翌年度内に

完了する見込みがある場合には、繰越しが認められる場合があります。）。

※「災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業」及び「災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業」で整備に複数年度を要する場合を除きます。

10. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（民間事業者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他財産については、処分制限期間を経過するまで、無断で補助を目的に受けた目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄することはできません。（詳しくは別添の「佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金等に係る財産処分承認基準」を確認してください。）。
11. 原則、提出期限を過ぎての受付けはできません。また、理由なく必要書類が添付されていないなど、提出書類に不備が多い場合や、締切りの直前になっての相談等についてはお受けいたしかねます。
12. 本調査に関連して、必要に応じてヒアリングをさせていただく場合があります。また、提出された資料で整備内容等が確認できない場合は、追加で資料の提出を依頼する場合がありますので、速やかに御対応をお願いします（対応いただけない場合は、受付けできない場合があります。）。
13. 交付申請については、令和 9 年度に入り準備が整い次第、本調査に回答いただいた事業者に御案内します。